



働き方の選択肢が広がりました！～部分休業～

令和7年10月に部分休業制度等が拡充されました。これは、育児期の柔軟な働き方を実現するための措置のひとつで、現行の「1日につき2時間を超えない範囲内の取得形態（第1号部分休業）」に加え「1年につき10日相当（77時間30分）の範囲内の取得形態（第2号部分休業）」が新設されました。また、勤務時間の始め又は終わりに連続した時間での取得しかできなかった取扱いが廃止され、1日の正規の勤務時間の範囲内であれば、いつでも請求できるようになりました。

部分休業は、配偶者の就業等の状況に関わらず、小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員が取得できる制度です。育児を行う教職員が共働き・共育てを実現できるよう、ニーズに応じた働き方の選択肢の一つとしてください。



詳しい内容は、「育児・介護のための両立支援制度ハンドブック」をご覧ください。



学校における働き方改革推進モデル校事業について

2回目の伴走支援は、1回目の研修で出たアイデアをより具体的に協議する学校、個人の時間の使い方を見直す学校、少人数で作戦会議をする学校、と学校に応じたやり方で実施しました。今回は伊野中学校の取組を一部ご紹介します。

◆校時表の見直し

登校時間を5分早め、朝読書の時間に夕方の5分間学習を移動させ、昼休みを短縮することで、下校時間を30分早める

これは1回目のワークショップで出たアイデアです。「朝読書をすることで落ち着いて過ごせているのでは？」「昼休みの短縮を生徒にどのように説明する？」などの不安要素に対して学年会や企画委員会で議論を重ね、12月に1週間試してみることに決めました。試行実施後はアンケート等を行い、出てきた課題に対して話し合ったうえで、3学期に再度トライアル期間を設けることも検討しています。

全員が集まって意思決定したことが、大きな改革につながっています ✨



片島中学校



楠目小学校



今良潮見台小学校



伊野中学校